

令和6年度高知県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 実施要領

1 目的

下記事業者の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する居宅介護支援計画や指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術を身に付けることにより、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

2 実施主体

高知県（研修の実施運営は社会福祉法人高知県社会福祉協議会）

3 対象者

上記「1 目的」に記載の事業者の計画作成担当者又は年度内に計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（痴呆介護実務者研修基礎課程または痴呆性老人処遇技術研修を含む）を修了している者

※必ず修了証書の写しを添付してください。

4 研修内容

別紙カリキュラム参照

5 研修期間

- 第1回 令和6年10月1日（火）、2日（水）
- 第2回 令和7年1月21日（火）、22日（水）
- 第3回 令和7年3月18日（火）、19日（水）

6 研修会場

高知県立ふくし交流プラザ（高知市朝倉戊 375-1）

7 受講定員

30人（10人×3回）

8 申込方法

事業所が所在する市町村に受講申込書を提出する。

市町村長は、当該事業所の申請内容等について十分審査を行い、受講することが適当と認められた場合は、提出された受講申込書及び別途定める推薦書を下記問い合わせ先に記載の宛先に送付する。

※事業所からは直接県に提出せず、必ず市町村へ提出してください。

9 受講者の決定

受講申込書等を審査のうえ決定し、5月中に結果を通知する。

10 修了証書

所定の課程を修了した受講者に交付する。ただし、研修の目的が達成されないと判断された場合や、遅刻、早退等があった場合は修了証書を交付できないことがある。

11 費用

3,000 円(資料代を含む。振込にて支払、後日別途案内有。)

12 申込締切

令和6年5月10日(金)17時15分まで【必着】

[問合せ先]

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課

介護予防・地域支援室 (森、窪田)

Tel 088-823-9762 Fax 088-823-9259

[申込先]

事業所が所在する市町村です。

(詳細は、「8 申込方法」をご覧ください。)